

短期集中特別訓練事業の入札に関する検証結果について【添付資料】

	資 料 名	頁	報告書の 該当頁
【基礎資料】			
資料1	厚生労働省監察本部設置要綱	1	—
	(別紙1) 厚生労働省監察本部員となる役職、(別紙2) 同本部専門員	3	—
	厚生労働省監察本部名簿	5	—
資料2	関係条文	6	—
【報告書別添資料】			
別添1	短期集中特別訓練事業の実施(未定稿)等(平成25年12月3日説明資料)	9	p3
別添2	短期訓練に係る当面のスケジュール等(平成26年1月17日説明資料)	15	p3
別添3	短期集中特別訓練事業についての意見要望(平成26年1月20日協会)	52	p3
別添4	短期集中特別訓練事業についての意見要望(回答)(平成26年1月23日厚生労働省)	53	p3
別添5	短期集中特別訓練事業の実施について(意見)(平成26年1月28日協会)	55	p3
別添6	短期集中特別訓練事業の実施について(回答)(平成26年2月3日厚生労働省)	57	p3
別添7	短期集中特別訓練事業の実施について(回答)(平成26年2月7日厚生労働省)	59	p3
別添8	短期集中特別訓練事業の実施(未定稿)等(平成25年12月9日説明資料)	61	p5
別添9	短期集中特別訓練事業に係る厚労省との打ち合わせ概要(案)(12/9)(機構作成)	66	p5～6、p7
別添10	機構の業務の根拠規定について	70	p6
別添11	短期集中特別訓練実施スケジュール、短期集中特別訓練事業の実施(案)及び短期集中特別訓練事業における企画書作成のための仕様書(案)(平成26年2月17日説明資料)	76	p8
別添12	短期集中特別訓練事業に係る業務打合せ(2/17)(機構作成)	91	p8～9
別添13	短期集中特別訓練事業の実施等(業界団体説明資料)	95	p10～11
別添14	短期集中特別訓練事業における訓練関連業務に係る企画競争の公示について(決裁文書)	101	p11～12
別添15	公示「短期集中特別訓練事業における訓練関連業務に係る企画競争」(平成26年2月18日)	140	p12
別添16	公示「短期集中特別訓練事業における訓練関連業務に係る企画競争」(平成26年2月19日)	145	p14
別添17	厚生労働省内における仕様書案の修正経緯(平成26年2月18日職業安定局求職者支援室)	148	p15～16
	厚生労働省内における仕様書案の修正経緯(平成26年2月20日職業能力開発局キャリア形成支援室)	164	p15～16、 p16～17
別添18	機構との間の仕様書案等の修正経緯(その1)	167	p16
	機構との間の仕様書案等の修正経緯(その2)	189	p16
別添19	機構との間の仕様書案の修正経緯(機構の意見等の関係について確認を行った部分)	206	p16～18
別添20	公示案(平成26年2月19日付け、全省庁統一資格なし版)	210	p16
別添21	求職者支援制度業務取扱要領(抄)	213	p16、p17～18
別添22	キャリア・コンサルタントについて	216	p16～17
別添23	短期集中特別訓練実施に係る整理事項	217	p20～21
別添24	最近の入札談合等関与行為防止法刑事事件例(公正取引委員会HPより抜粋)	219	p22～23
別添25	広島森林管理署事案原因究明委員会報告書(概要)(平成24年2月6日近畿中国森林管理局)	221	p23
別添26	陸上自衛隊新多用途ヘリコプター(UH-X)開発事業の企業選定に係る事案に関する調査報告書の概要について(平成25年7月31日防衛省)	224	p23
別添27	企画競争において官製談合防止法第8条が適用された事案との比較	226	p23～26
別添28	予算執行に関するガバナンス体制の点検項目及び結果	228	p28

厚生労働省監察本部設置要綱

〔平成23年1月19日〕
厚生労働大臣伺い定め

1 目的

厚生労働省でこれまでに生じた不祥事の反省を踏まえ、重大な不祥事が発生した場合に迅速に事案の検証及び再発防止策の検討（以下「事案の検証等」という。）を行うこと等を目的として、厚生労働省内に「厚生労働省監察本部」（以下「本部」という。）を設置する。

2 本部の構成

- (1)本部長は厚生労働大臣とする。
- (2)本部長代理及び副本部長を置く。本部長代理及び副本部長は、本部長が、厚生労働副大臣及び厚生労働大臣政務官からそれぞれ1名ずつ選任する。
- (3)本部員を置く。本部員は、別紙1に掲げる職にある者とする。
- (4)外部有識者からなる専門員を置く。専門員は、別紙2に掲げる者とする。

3 本部の運営等

- (1)本部は、厚生労働省職員（内部部局、地方支分部局、施設等機関の職員をいう。以下同じ。）による重大な不祥事が判明した場合その他本部長が必要と判断した場合に招集し、事案の検証等を行う。
- (2)事案の検証等に当たっては、必要に応じてワーキングチームを設置する。地方支分部局職員による不祥事に関するワーキングチームの設置に当たっては、事案の内容に応じ、地方支分部局法令遵守委員会（「地方支分部局法令遵守委員会設置規程」（平成18年12月19日厚生労働大臣伺い定め））を活用する。
- (3)本部は、重大な不祥事に関する事案の検証等に加えて、その他の不祥事の内容・対応状況や内部監察の結果、法令遵守徹底のための取組等について適宜報告を受け、改善に向けた検討を行う。

- (4)本部長は、上記(1)又は(3)のために、本部に本部員以外の厚生労働省職員の出席を指示し、また、専門員以外の外部有識者の出席を求めることができる。

4 大臣官房監察室の設置等

- (1)本部の事務局としての業務を行うために、大臣官房に監察室を置く。その体制は次のとおりとする。

① 監察室に、室長及び室長代理を置く。大臣官房人事課長を室長とし、大臣官房地方課長、参事官(地方担当)及び会計課長を室長代理とする。

② 監察室に、監察官及び監察官補佐を置く。監察官及び監察官補佐は、大臣官房人事課、地方課及び会計課の職員から監察室長が任命する。

- (2)監察室の庶務は大臣官房地方課及び会計課の協力を得て、大臣官房人事課において処理する。

- (3)発生した不祥事に関連する省内各部局は、事案の検証等において監察室に協力する。

- (4)上記(3)の他、省内各部局は、監察室からの要請に応じて、本部が招集された際に、上記3の(1)を除く不祥事の内容・対応状況や内部監察の結果、法令遵守徹底のための取組等について報告し、本部において指摘を受けた点について改善策を講じる。

5 その他

この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項については、本部長が別に定める。

6 附則

この要綱は、平成23年1月19日から施行する。

厚生労働省監察本部員となる役職

事務次官

厚生労働審議官

官房長

総括審議官

人事課長

参事官(人事担当)

地方課長

参事官(地方担当)

会計課長

参事官(会計担当)

厚生労働省監察本部専門員

荒井 史男(弁護士)

井出健二郎(大学教授)

篠原 榮一(公認会計士)

萩尾 保繁(弁護士)

柳 志郎(弁護士)

厚生労働省監察本部名簿

本 部 長	田村大臣
本部長代理	佐藤副大臣（本部長が選任）
副 本 部 長	赤石政務官（本部長が選任）
本 部 員	村木事務次官 榮畑厚生労働審議官 二川官房長 生田総括審議官 土屋人事課長 濱谷参事官（人事担当） 達谷窟地方課長 伊東参事官（地方担当） 吉岡会計課長 木暮参事官（会計担当）
専 門 員	荒井 史男（弁護士） 井出 健二郎（大学教授） 篠原 榮一（公認会計士） 萩尾 保繁（弁護士） 柳 志郎（弁護士）

（ 1 8 名）

【関係条文】**◎国家公務員法（昭和22年法律第120号）**

（信用失墜行為の禁止）

第99条 職員は、その官職の信用を傷つけ、又は官職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

（秘密を守る義務）

第100条 職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。

2～5 （略）

第109条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一～十一 （略）

十二 第百条第一項若しくは第二項又は第百六条の十二第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

十三～十八 （略）

◎国家公務員倫理法（平成11年法律第129号）

（職員が遵守すべき職務に係る倫理原則）

第3条 職員は、国民全体の奉仕者であり、国民の一部に対してのみの奉仕者ではないことを自覚し、職務上知り得た情報について国民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等国民に対し不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならない。

2 職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならない。

3 職員は、法律により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等の国民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。

◎国家公務員倫理規程（平成12年政令第101号）

（禁止行為）

第3条 職員は、次に掲げる行為を行ってはならない。

一～五 （略）

六 利害関係者から供応接待を受けること。

七～九 （略）

2～3 （略）

◎入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する
法律（平成14年法律第101号）

（定義）

第2条 （略）

2 この法律において「特定法人」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 国又は地方公共団体が資本金の二分の一以上を出資している法人
- 二 特別の法律により設立された法人のうち、国又は地方公共団体が法律により、常時、発行済株式の総数又は総株主の議決権の三分の一以上に当たる株式の保有を義務付けられている株式会社（前号に掲げるもの及び政令で定めるものを除く。）

3 （略）

4 この法律において「入札談合等」とは、国、地方公共団体又は特定法人（以下「国等」という。）が入札、競り売りその他競争により相手方を選定する方法（以下「入札等」という。）により行う売買、貸借、請負その他の契約の締結に関し、当該入札に参加しようとする事業者が他の事業者と共同して落札すべき者若しくは落札すべき価格を決定し、又は事業者団体が当該入札に参加しようとする事業者に当該行為を行わせること等により、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第三条 又は第八条第一号の規定に違反する行為をいう。

5 この法律において「入札談合等関与行為」とは、国若しくは地方公共団体の職員又は特定法人の役員若しくは職員（以下「職員」という。）が入札談合等に関与する行為であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 事業者又は事業者団体に入札談合等を行わせること。
- 二 契約の相手方となるべき者をあらかじめ指名することその他特定の者を契約の相手方となるべき者として希望する旨の意向をあらかじめ教示し、又は示唆すること。
- 三 入札又は契約に関する情報のうち特定の事業者又は事業者団体が知ることによりこれらの者が入札談合等を行うことが容易となる情報であつて秘密として管理されているものを、特定の者に対して教示し、又は示唆すること。
- 四 特定の入札談合等に関し、事業者、事業者団体その他の者の明示若しくは黙示の依頼を受け、又はこれらの者に自ら働きかけ、かつ、当該入札談合等を容易にする目的で、職務に反し、入札に参加する者として特定の者を指名し、又はその他の方法により、入札談合等を幫助すること。

（職員による入札等の妨害）

第8条 職員が、その所属する国等が入札等により行う売買、貸借、請負その他の契約の締結に関し、その職務に反し、事業者その他の者に談合を唆すこと、事業者その他の者に予定価格その他の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行ったときは、五年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金に処する。

◎刑法（明治40年法律第45号）

（公契約関係競売等妨害）

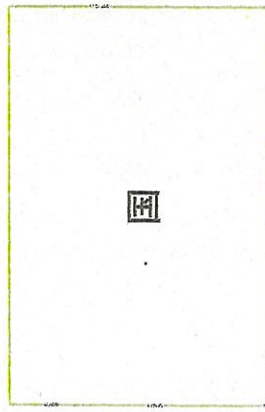
第96条の6 偽計又は威力を用いて、公の競売又は入札で契約を締結するためのものの公正を害すべき行為をした者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

短期集中特別訓練事業の実施(未定稿)

【趣旨】

- 雇用保険の受給対象外である者を対象。その中でも特に就労意欲はあっても、現行の求職者支援訓練の内容では訓練受講が困難となっている者を対象
- このような者の中には、非正規雇用での離転職を繰り返す者や職業経験が少ない者も多いなど、仕事をすることでの基本的能力が不足しているだけではなく、就職の意欲はあっても例えば、長期間、仕事をしていないことにより、既存の訓練メニューでは長期間の訓練(※3～6か月程度が標準期間)にためらう者もいることから、これらの者の経験や能力等を踏まえ、専門実技に重点を置き、段階を踏みながら能力を習得できる方式での訓練機会を提供することにより、ステップアップさせながら、就職への再チャレンジを支援する事業を実施する。
- なお、本事業は、一般会計で、緊急人材育成・就職支援基金を拡充して対応予定(平成26年度末まで)

【事業概要】



中央職業能力開発協会
緊急人材育成・就職支援基金
約150億円積み増し
(短期集中特別訓練事業)

受講生: 約3万人



短期間の特別訓練
(無料)
給付金の支給
(1月10万円)

【訓練イメージ】



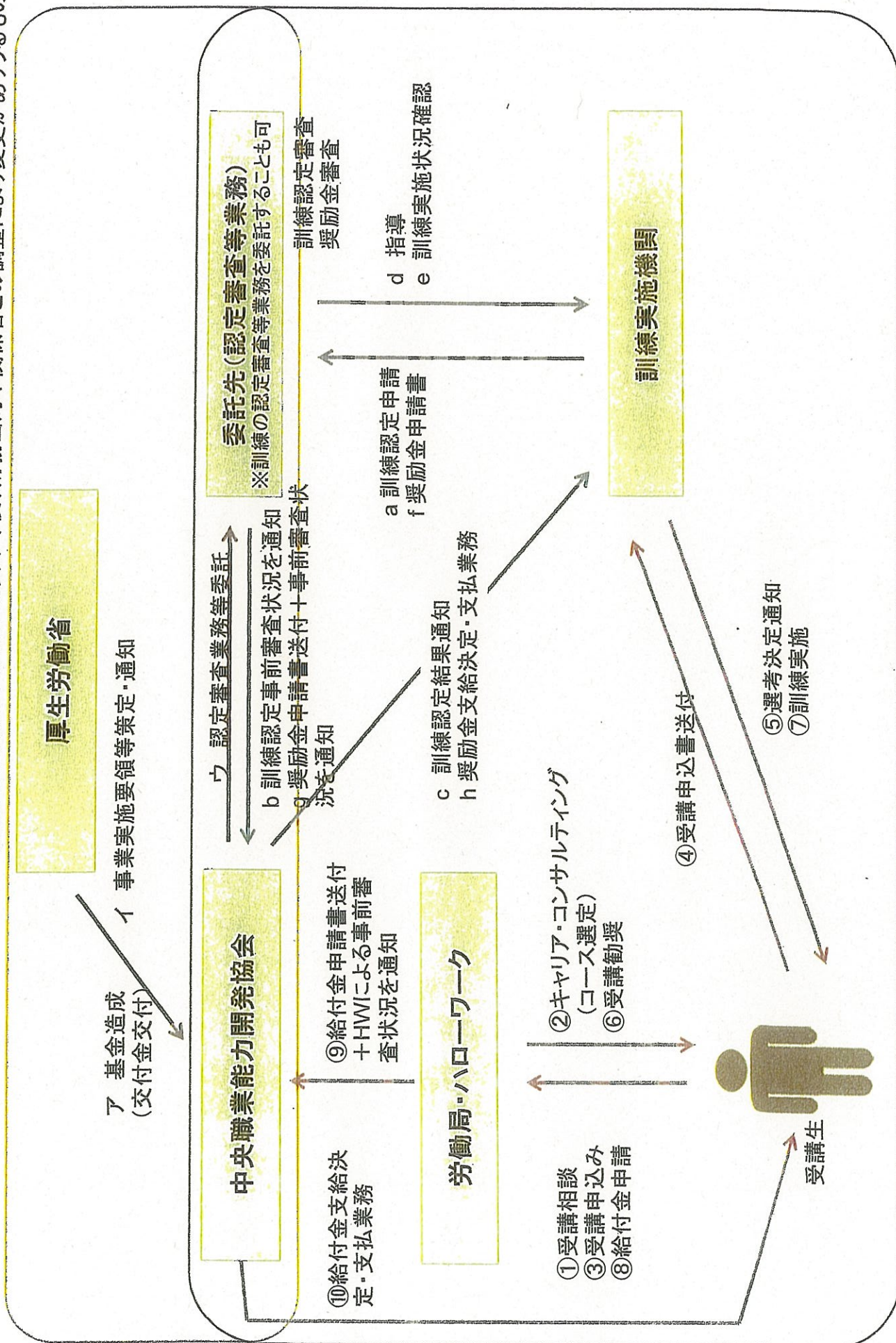
○段階的に能力を習得させるメニュー(専門実技中心)の提供

○民間教育訓練機関から申請された訓練コースを認定、訓練実施に対し、奨励金として12万円/人月を支給

※現時点で検討中のものであり、今後、財務当局や関係者との調整により変更がありうるもの

短期集中特別訓練 事業概要(未定稿)

※現時点で検討中のものであり、今後、財務当局や関係者との調整により変更がありうるもの



短期集中特別訓練について(未定稿)

1. 趣旨

○非正規雇用での離転職を繰り返す者や職業経験が少ない者などの中には、仕事をする上での基本的能力が不足しているだけでなく、就職の意欲はあっても例えば、長期間、仕事をしないことにより、既存の訓練メニューでは長期間の訓練(※3～6か月程度が標準期間)にためらう者もいることから、これらの者の経験や能力等を踏まえ、専門実技に重点を置き、段階を踏みながら能力を習得できる方式での訓練機会を提供することにより、ステップアップさせながら、就職への再チャレンジを支援する事業を実施。

2. 事業概要

○雇用保険を受給することができない者のうち、段階を踏んだ訓練コースの受講が適当な者に対し、特別の訓練コースの無料での受講と、訓練期間中の生活支援を実施。
○受講者に対し、ハローワークが中心となって就職支援を実施。

3. 事業規模等

○緊急人材育成・就職支援基金にメニューを追加するとともに、短期集中特別訓練事業の費用として、約150億円を積み増し。
○非正規労働者等約3万人を対象として民間教育訓練機関を活用して訓練を実施。(訓練費用として、訓練機関に対し、12万円／人月を支給。
○収入が一定以下等である者を対象として、訓練期間中の生活を支援するため、給付金(10万円／月)を支給。
○事業期間：平成26年度末まで

※現時点で検討中のものであり、今後、財務当局や関係者との調整により変更がありうるもの

短期集中特別訓練の概要①(未定稿)

1. 対象者

○雇用保険を受給できない者のうち、就職経験が少ない者など段階的に能力習得を行うことが適当と認められる者

2. 訓練内容

○就職に必要な基礎的能力から、専門実技中心の実践的能力を段階的に習得するもの

3. 訓練期間等

○訓練期間：各段階ごとに1～3か月未満

4. 訓練の認定

○民間教育訓練機関の申請に基づき、認定(※事務を委託可能)
○認定基準については求職者支援訓練における認定基準を参考に検討予定

5. 受講手続

○ハローワークにおいて、キャリア・コンサルティングを実施し、コースを選定した上で受講申込みを受付。
○受講希望者は訓練機関に申込書を提出。
○訓練機関が選考を実施し、結果を受講希望者とハローワークに通知。
○合格者に対し、ハローワークが訓練の受講をあっせん。

6. 特別訓練実施奨励金の支給

○訓練修了要件8割を満たした受講生1人あたり12万円／月を支給

※現時点で検討中のものであり、今後、財務当局や関係者との調整により変更がありうるもの

短期集中特別訓練の概要②(未定稿)

7. 特別訓練受講給付金の支給

(1) 種類と額

○受講手当(10万円/月)と通所手当

(2) 受給対象期間

○訓練実施期間中に1か月ごとに支給(後払い)

(3) 給付手続

○ハローワークが指定する日に受講生が来所し、支給申請。

○ハローワークで受講状況や要件について書類等で確認の後、協会に回付。協会で支給・不支給を決定。

(4) 支給要件※求職者支援訓練を踏まえ、設定(基金訓練より厳格化)

①出席要件(原則すべての訓練に出席することが必要)

②収入・資産要件

③指定来所日にハローワークの支援を受けること

④世帯でほかにも当該給付金や求職者支援訓練における給付金を受給している者がいないこと

8. ハローワークによる就職支援

○訓練受講前 : ハローワークでキャリア・コンサルティングを実施の上、訓練コースを選定・申込み。

○訓練期間中 : 月1回、ハローワークにおいて訓練の受講状況等を確認、訓練や就職に関連する相談支援。

○訓練終了後 : 終了後3か月を標準として就職支援。月1回、ハローワークにおいて、就職相談と次の指定来所日までに実施すべき求職活動を指示。

9. その他

※不正の取扱い(訓練機関、受講生)、訓練コースを中止する場合、給付金の不支給要件、既存訓練(公共訓練・求職者支援訓練)との関係について検討。

※現時点で検討中のものであり、今後、財務当局や関係者との調整により変更があらうもの

短期集中特別訓練事業（仮称）を緊急人材育成・就職支援基金で実施することについて（お願い）

厚生労働省職業安定局

- 安倍内閣において、本年6月に閣議決定した「日本再興戦略」では、全員参加型社会の構築が最重要課題の1つとされている。
- 同課題に対応するため、非正規労働者への対策の強化に重点的に取り組んでいく必要があり、現在、求職者支援制度の見直し議論を行っている雇用保険部会において、非正規労働者に対する多様な訓練コースを設定すべきかどうかについて議論されている。労使からは、多様な訓練コースを設定する必要性はわかるが、雇用保険を財源とする求職者支援制度で措置することは認められない旨の発言があり、同制度とは別枠での事業とする必要がある。
- 現在、政府が12月上旬を目途に策定することとしている「新たな経済対策」の柱の一つとして「雇用拡大・人材育成に関する対策」が挙げられており、その重点施策の1つとして「短期集中特別訓練事業」を盛り込んで、平成25年度補正予算を要求することを予定している。
- 「短期集中特別訓練事業」については、補正予算の成立後、訓練の認定申請の受付・審査、受講者の募集などを経なければ、訓練を開講することができないものであるが、補正予算は来年の通常国会（冒頭）で審議されるものと考えられが、その成立は早くとも来年1月末頃と予想される。その後の訓練の認定申請の受付・審査などをはじめ、事業をスタートさせるために必要な準備期間を考えると少なくとも2か月以上の期間を要すると見込まれることから、単年度での実施が基本である事業設計では25年度末までに事業の実施による成果を得ることは事実上困難である。
- 以上のことから、現内閣の重要課題である非正規労働対策であるとともに、消費税引上げに伴う経済対策の一環である雇用対策の重要メニューと位置付けられている「短期集中特別訓練事業」の効果を十全に発揮することを確保するためには、平成26年度執行を見据えた事業のあり方が求められているところであり、そのためには、各年度執行の制約のない基金による事業展開が有効であり、緊急人材育成・就職支援基金を造成している中央職業能力開発協会に同事業の執行を切にお願いしたい。